別表第二（第十三条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
企業価値担保権に関する信託業務以外に営む業務の種類の変更	一　開始又は廃止した業務の種類 二　開始又は廃止年月日	一　理由書 二　業務を開始する場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第三十九条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）
営業所の設置	一　設置した営業所の名称 二　所在地 三　営業開始年月日	一　設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面 二　営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面
本店その他の営業所の所在地の変更	一　名称及び変更前の所在地 二　変更後の所在地 三　変更年月日	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面
営業所の名称の変更	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日	
営業所の廃止	一　廃止した営業所の名称及び所在地 二　廃止年月日	当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日	一　理由書 二　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三　最近の日計表
合併をしたとき	一　合併の相手方の商号 二　合併年月日 三　合併の方法	一　理由書 二　企業価値担保権信託会社以外の者と合併した場合にあっては、次に掲げる書類 イ　合併契約の内容を記載した書面 ロ　合併の当事者の登記事項証明書 ハ　合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をしたときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ　会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百三条において準用する場合を含む。）、第七百九十九条第二項又は第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百十九条第三項（同法第七百九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告及び催告（同法第七百八十九条第三項において準用する場合を含む。）をすることができない場合（同法第七百九十九条第三項又は第八百十三条第二項の規定によりこれらの公告及び催告をすることができない場合を含む。）において、当該公告及び催告をしたこと又はこれらの公告及び催告をすることができないことを証する書面
会社分割（吸収分割）により企業価値担保権に関する信託業務の一部の承継をさせたとき	一　承継先の商号 二　吸収分割年月日 三　承継させた企業価値担保権に関する信託業務の内容	一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ　吸収分割の当事者の登記事項証明書 ハ　吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
		ヘ　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 ト　合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類